



現行都市計画マスタープランについて

令和4年7月28日

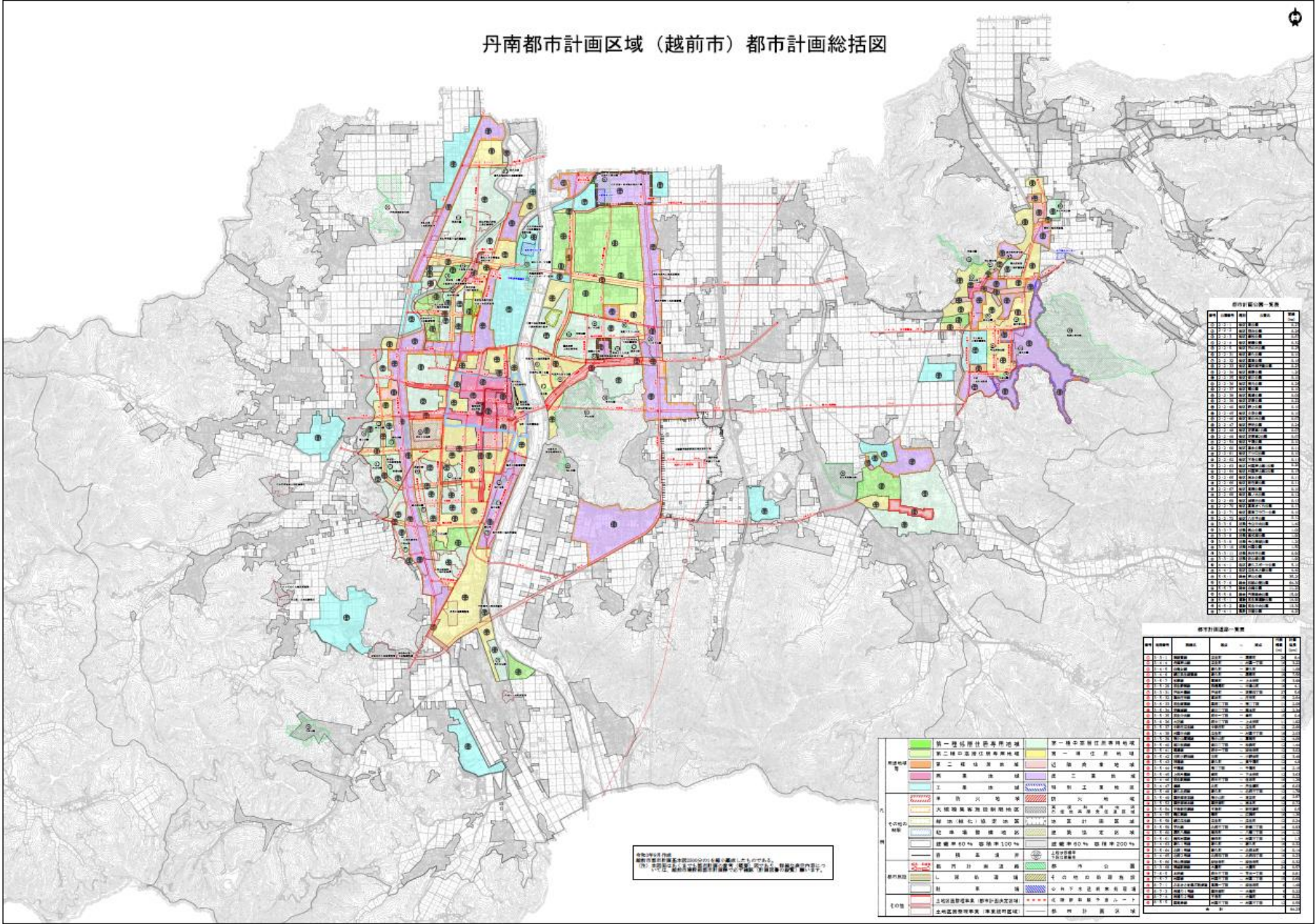


越前市の自然



越前市都市計画総括図

丹南都市計画区域（越前市）都市計画総括図



市内計画区域一覧表

計画区域番号	計画区域名称	面積(㎡)	用途
1-1	第一種住居地域	1,234,567	住宅
1-2	第二種住居地域	2,345,678	住宅
1-3	第三種住居地域	3,456,789	住宅
1-4	第四種住居地域	4,567,890	住宅
1-5	第五種住居地域	5,678,901	住宅
1-6	第六種住居地域	6,789,012	住宅
1-7	第七種住居地域	7,890,123	住宅
1-8	第八種住居地域	8,901,234	住宅
1-9	第九種住居地域	9,012,345	住宅
1-10	第十種住居地域	10,123,456	住宅
1-11	第十一種住居地域	11,234,567	住宅
1-12	第十二種住居地域	12,345,678	住宅
1-13	第十三種住居地域	13,456,789	住宅
1-14	第十四種住居地域	14,567,890	住宅
1-15	第十五種住居地域	15,678,901	住宅
1-16	第十六種住居地域	16,789,012	住宅
1-17	第十七種住居地域	17,890,123	住宅
1-18	第十八種住居地域	18,901,234	住宅
1-19	第十九種住居地域	19,012,345	住宅
1-20	第二十種住居地域	20,123,456	住宅
1-21	第二十一種住居地域	21,234,567	住宅
1-22	第二十二種住居地域	22,345,678	住宅
1-23	第二十三種住居地域	23,456,789	住宅
1-24	第二十四種住居地域	24,567,890	住宅
1-25	第二十五種住居地域	25,678,901	住宅
1-26	第二十六種住居地域	26,789,012	住宅
1-27	第二十七種住居地域	27,890,123	住宅
1-28	第二十八種住居地域	28,901,234	住宅
1-29	第二十九種住居地域	29,012,345	住宅
1-30	第三十種住居地域	30,123,456	住宅
1-31	第三十一種住居地域	31,234,567	住宅
1-32	第三十二種住居地域	32,345,678	住宅
1-33	第三十三種住居地域	33,456,789	住宅
1-34	第三十四種住居地域	34,567,890	住宅
1-35	第三十五種住居地域	35,678,901	住宅
1-36	第三十六種住居地域	36,789,012	住宅
1-37	第三十七種住居地域	37,890,123	住宅
1-38	第三十八種住居地域	38,901,234	住宅
1-39	第三十九種住居地域	39,012,345	住宅
1-40	第四十種住居地域	40,123,456	住宅
1-41	第四十一種住居地域	41,234,567	住宅
1-42	第四十二種住居地域	42,345,678	住宅
1-43	第四十三種住居地域	43,456,789	住宅
1-44	第四十四種住居地域	44,567,890	住宅
1-45	第四十五種住居地域	45,678,901	住宅
1-46	第四十六種住居地域	46,789,012	住宅
1-47	第四十七種住居地域	47,890,123	住宅
1-48	第四十八種住居地域	48,901,234	住宅
1-49	第四十九種住居地域	49,012,345	住宅
1-50	第五十種住居地域	50,123,456	住宅

都市計画区域外一覧表

計画区域番号	計画区域名称	面積(㎡)	用途
2-1	第一種工業地域	1,234,567	工業
2-2	第二種工業地域	2,345,678	工業
2-3	第三種工業地域	3,456,789	工業
2-4	第四種工業地域	4,567,890	工業
2-5	第五種工業地域	5,678,901	工業
2-6	第六種工業地域	6,789,012	工業
2-7	第七種工業地域	7,890,123	工業
2-8	第八種工業地域	8,901,234	工業
2-9	第九種工業地域	9,012,345	工業
2-10	第十種工業地域	10,123,456	工業
2-11	第十一種工業地域	11,234,567	工業
2-12	第十二種工業地域	12,345,678	工業
2-13	第十三種工業地域	13,456,789	工業
2-14	第十四種工業地域	14,567,890	工業
2-15	第十五種工業地域	15,678,901	工業
2-16	第十六種工業地域	16,789,012	工業
2-17	第十七種工業地域	17,890,123	工業
2-18	第十八種工業地域	18,901,234	工業
2-19	第十九種工業地域	19,012,345	工業
2-20	第二十種工業地域	20,123,456	工業
2-21	第二十一種工業地域	21,234,567	工業
2-22	第二十二種工業地域	22,345,678	工業
2-23	第二十三種工業地域	23,456,789	工業
2-24	第二十四種工業地域	24,567,890	工業
2-25	第二十五種工業地域	25,678,901	工業
2-26	第二十六種工業地域	26,789,012	工業
2-27	第二十七種工業地域	27,890,123	工業
2-28	第二十八種工業地域	28,901,234	工業
2-29	第二十九種工業地域	29,012,345	工業
2-30	第三十種工業地域	30,123,456	工業
2-31	第三十一種工業地域	31,234,567	工業
2-32	第三十二種工業地域	32,345,678	工業
2-33	第三十三種工業地域	33,456,789	工業
2-34	第三十四種工業地域	34,567,890	工業
2-35	第三十五種工業地域	35,678,901	工業
2-36	第三十六種工業地域	36,789,012	工業
2-37	第三十七種工業地域	37,890,123	工業
2-38	第三十八種工業地域	38,901,234	工業
2-39	第三十九種工業地域	39,012,345	工業
2-40	第四十種工業地域	40,123,456	工業
2-41	第四十一種工業地域	41,234,567	工業
2-42	第四十二種工業地域	42,345,678	工業
2-43	第四十三種工業地域	43,456,789	工業
2-44	第四十四種工業地域	44,567,890	工業
2-45	第四十五種工業地域	45,678,901	工業
2-46	第四十六種工業地域	46,789,012	工業
2-47	第四十七種工業地域	47,890,123	工業
2-48	第四十八種工業地域	48,901,234	工業
2-49	第四十九種工業地域	49,012,345	工業
2-50	第五十種工業地域	50,123,456	工業

都市計画区域外一覧表

計画区域番号	計画区域名称	面積(㎡)	用途
3-1	第一種商業地域	1,234,567	商業
3-2	第二種商業地域	2,345,678	商業
3-3	第三種商業地域	3,456,789	商業
3-4	第四種商業地域	4,567,890	商業
3-5	第五種商業地域	5,678,901	商業
3-6	第六種商業地域	6,789,012	商業
3-7	第七種商業地域	7,890,123	商業
3-8	第八種商業地域	8,901,234	商業
3-9	第九種商業地域	9,012,345	商業
3-10	第十種商業地域	10,123,456	商業
3-11	第十一種商業地域	11,234,567	商業
3-12	第十二種商業地域	12,345,678	商業
3-13	第十三種商業地域	13,456,789	商業
3-14	第十四種商業地域	14,567,890	商業
3-15	第十五種商業地域	15,678,901	商業
3-16	第十六種商業地域	16,789,012	商業
3-17	第十七種商業地域	17,890,123	商業
3-18	第十八種商業地域	18,901,234	商業
3-19	第十九種商業地域	19,012,345	商業
3-20	第二十種商業地域	20,123,456	商業
3-21	第二十一種商業地域	21,234,567	商業
3-22	第二十二種商業地域	22,345,678	商業
3-23	第二十三種商業地域	23,456,789	商業
3-24	第二十四種商業地域	24,567,890	商業
3-25	第二十五種商業地域	25,678,901	商業
3-26	第二十六種商業地域	26,789,012	商業
3-27	第二十七種商業地域	27,890,123	商業
3-28	第二十八種商業地域	28,901,234	商業
3-29	第二十九種商業地域	29,012,345	商業
3-30	第三十種商業地域	30,123,456	商業
3-31	第三十一種商業地域	31,234,567	商業
3-32	第三十二種商業地域	32,345,678	商業
3-33	第三十三種商業地域	33,456,789	商業
3-34	第三十四種商業地域	34,567,890	商業
3-35	第三十五種商業地域	35,678,901	商業
3-36	第三十六種商業地域	36,789,012	商業
3-37	第三十七種商業地域	37,890,123	商業
3-38	第三十八種商業地域	38,901,234	商業
3-39	第三十九種商業地域	39,012,345	商業
3-40	第四十種商業地域	40,123,456	商業
3-41	第四十一種商業地域	41,234,567	商業
3-42	第四十二種商業地域	42,345,678	商業
3-43	第四十三種商業地域	43,456,789	商業
3-44	第四十四種商業地域	44,567,890	商業
3-45	第四十五種商業地域	45,678,901	商業
3-46	第四十六種商業地域	46,789,012	商業
3-47	第四十七種商業地域	47,890,123	商業
3-48	第四十八種商業地域	48,901,234	商業
3-49	第四十九種商業地域	49,012,345	商業
3-50	第五十種商業地域	50,123,456	商業

本図は、越前市都市計画部が作成したものであり、正確性を保証するものではありません。また、本図は、越前市都市計画部のウェブサイト上で公開されています。

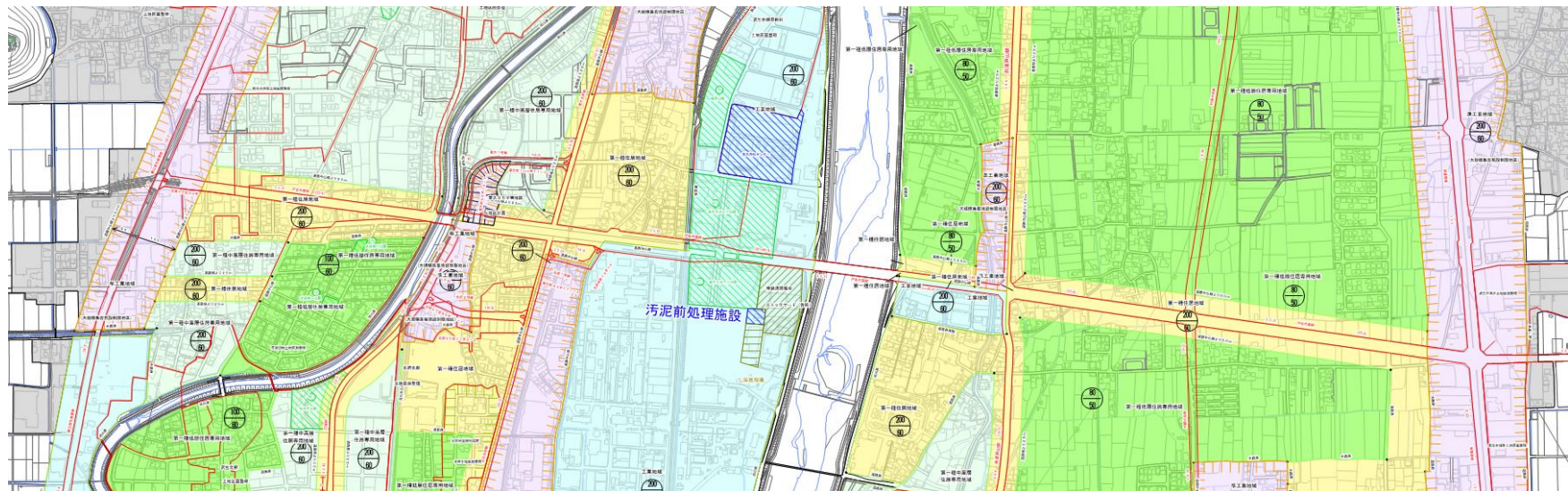
ここ10年における 都市の変化

都市計画道路 戸谷片屋線

旧8

日野川

国道8号



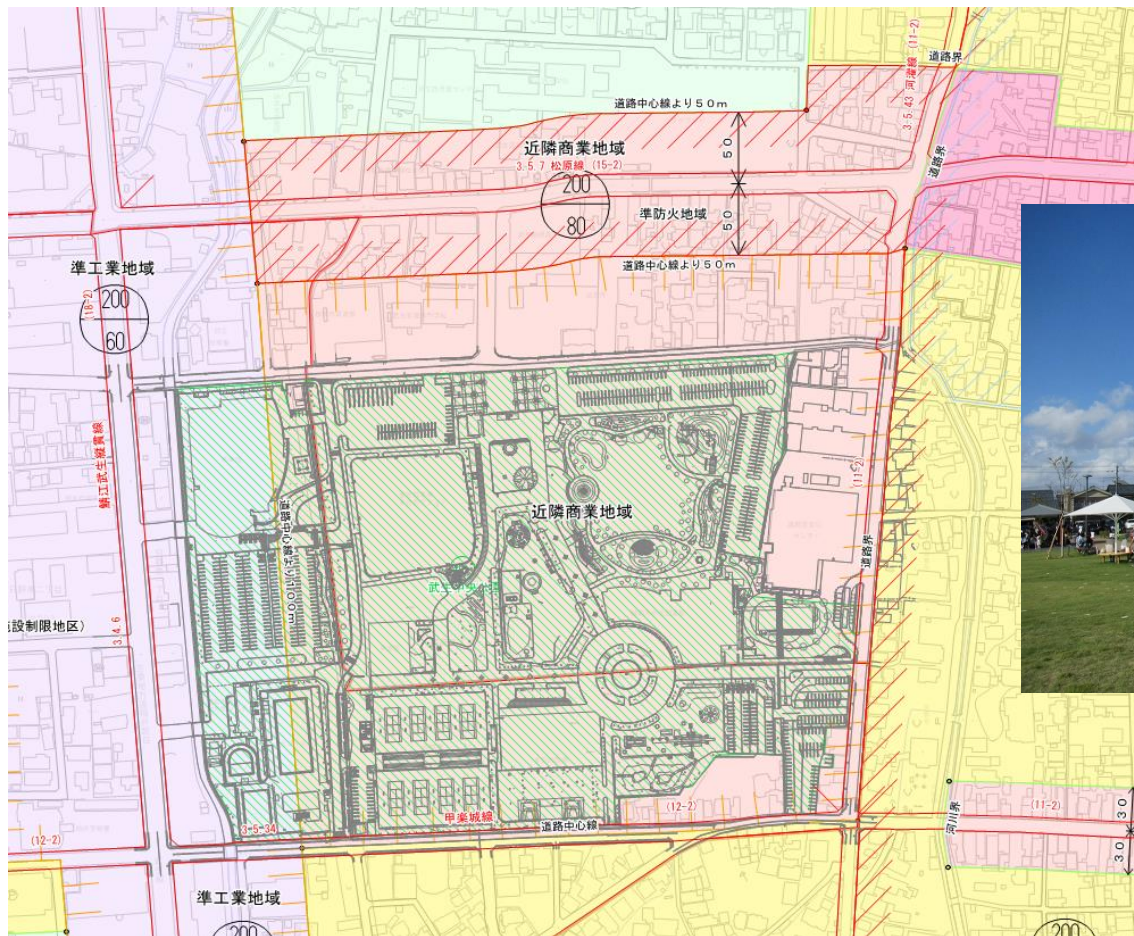
都市計画決定:昭和45年6月19日 (当初決定時の路線名は東西1号線)

全線供用開始:平成25年8月23日

全線開通まで44年

(県、市 協同事業)

都市公園 武生中央公園



平成29年8月11日 再整備オープン

令和元年 福井県観光客入込数
(推計)

福井県交流文化部観光誘客課

(2) 主要観光地の入込概要

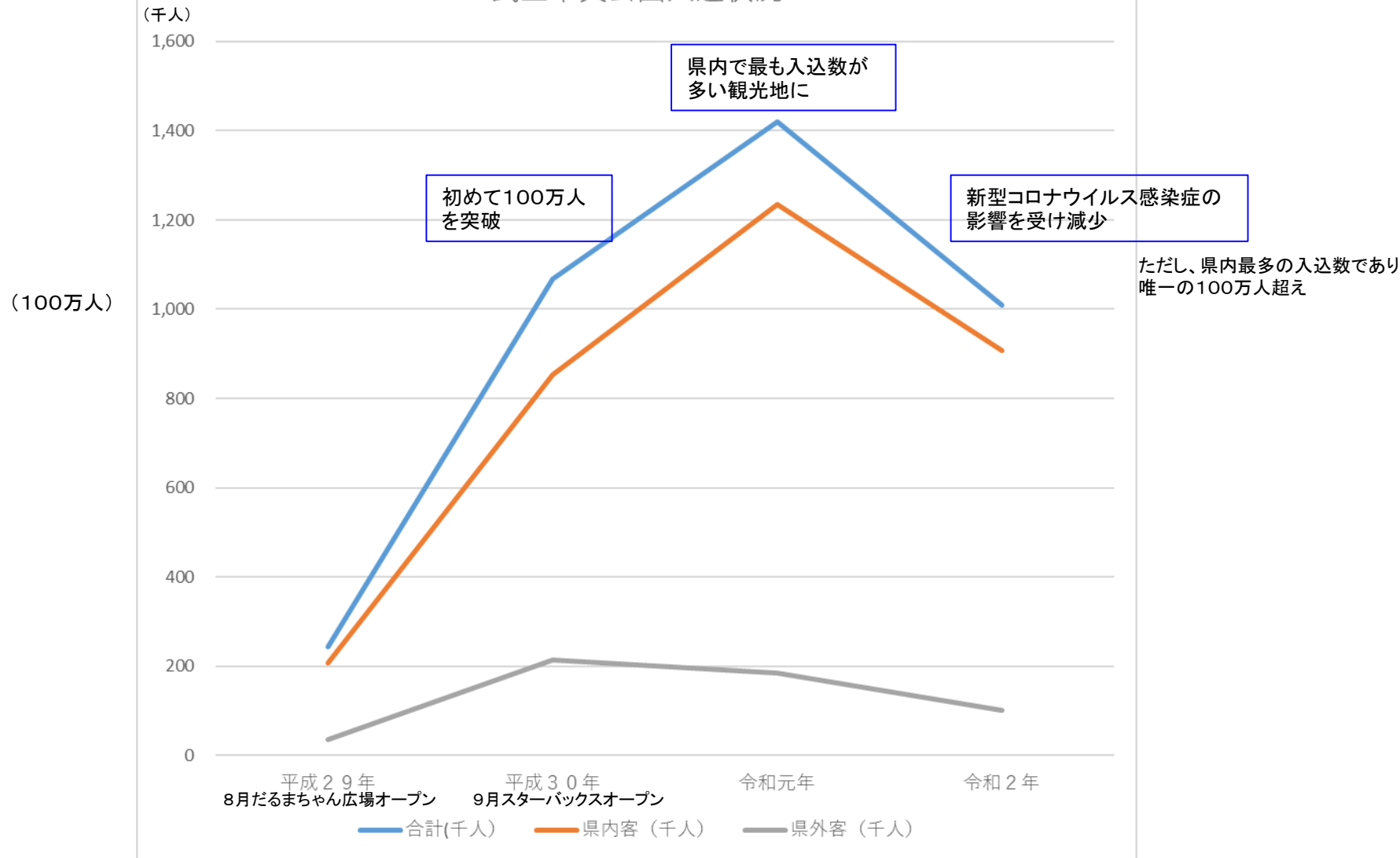
「武生中央公園（越前市）」は、平成 30 年 9 月にコーヒーチェーン店がオープンし、だるまちゃん広場が多く家族連れで賑わったことなどから、入込数が大幅に増加し、県内で最も入込数が多い観光地となった。

「東尋坊（坂井市）」は 141.4 万人（対前年比+6.0 万人（+4.4%））と増加したほか、「恐竜博物館・かつやま恐竜の森（勝山市）」は、人気のスーパー戦隊シリーズ「リュウソウジャー」とのタイアップ効果や特別展が 5 年連続 20 万人を突破するなど好評であったことにより入込数が増加し、平成 27 年以降 5 年連続で 100 万人を超えている。

また、今回から「日本海さかな街（敦賀市）」を統計対象に追加し、県内の入込数 100 万人以上の観光地は 5 か所となった。

観光地名	市町名	観光客入込数(延べ人数)		対前年比
		令和元年	平成 30 年	
武生中央公園	越前市	千人 1,420	千人 1,067	% 133.1
東尋坊	坂井市	1,414	1,354	104.4
日本海さかな街	敦賀市	1,300	—	—
恐竜博物館・かつやま恐竜の森	勝山市	1,259	1,128	111.6
一乗谷朝倉氏遺跡	福井市	1,057	722	146.4
西山公園	鯖江市	899	949	94.7
大野まちなか観光	大野市	865	883	98.0
あわら温泉	あわら市	838	885	94.7
大本山永平寺	永平寺町	522	492	106.1
氣比神宮	敦賀市	745	721	103.3

武生中央公園入込状況



武生中央公園入込状況	合計(千人)	県内客 (千人)	県外客 (千人)
平成29年	242	206	36
平成30年	1,067	854	213
令和元年	1,420	1,235	185
令和2年	1,009	908	101

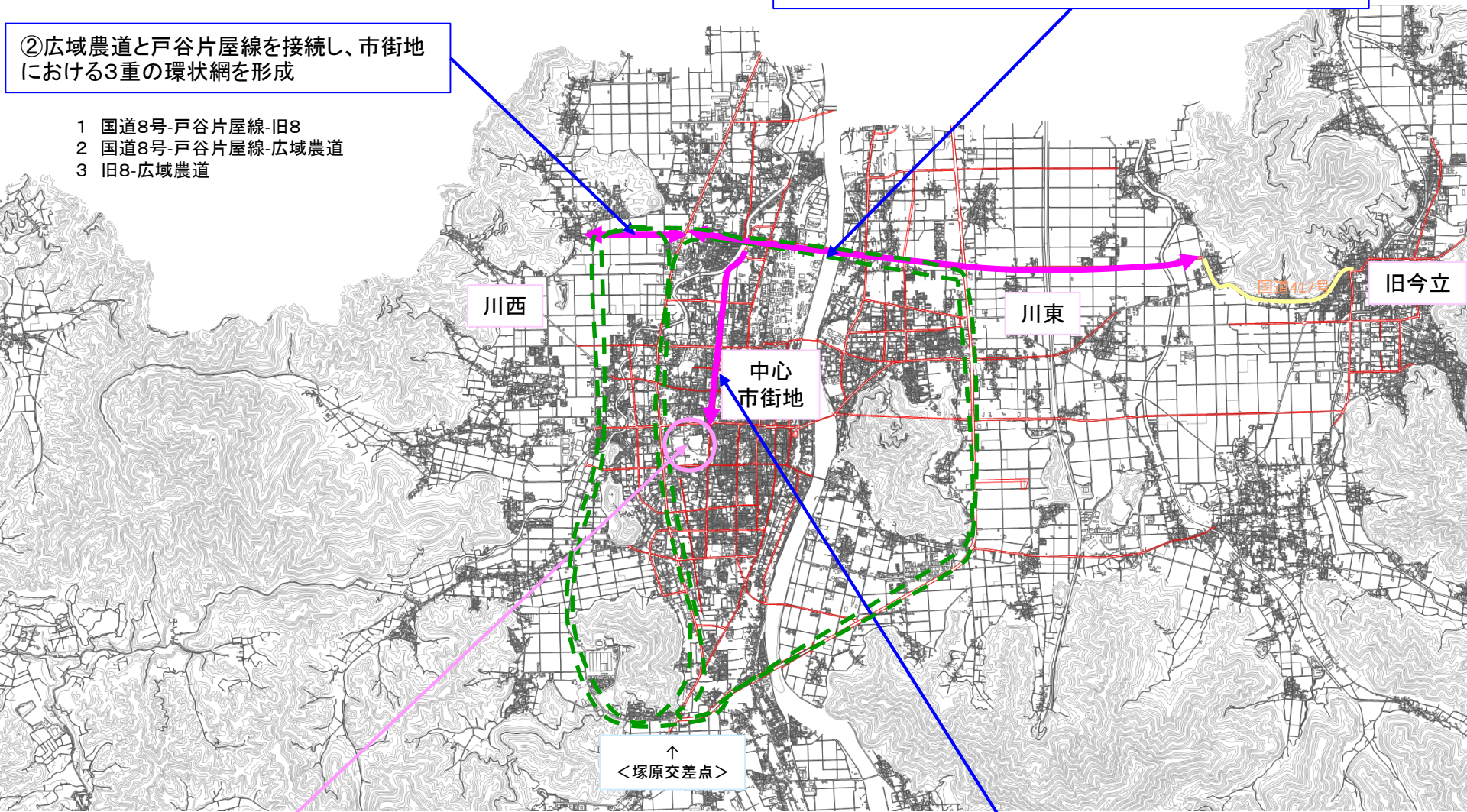
出典: 福井県観光客入込数(推計)

越前市の道路戦略

①戸谷片屋線を整備し川西と川東の障壁を取り払うと共に、旧武生市と旧今立町の融和を図る

②広域農道と戸谷片屋線を接続し、市街地における3重の環状網を形成

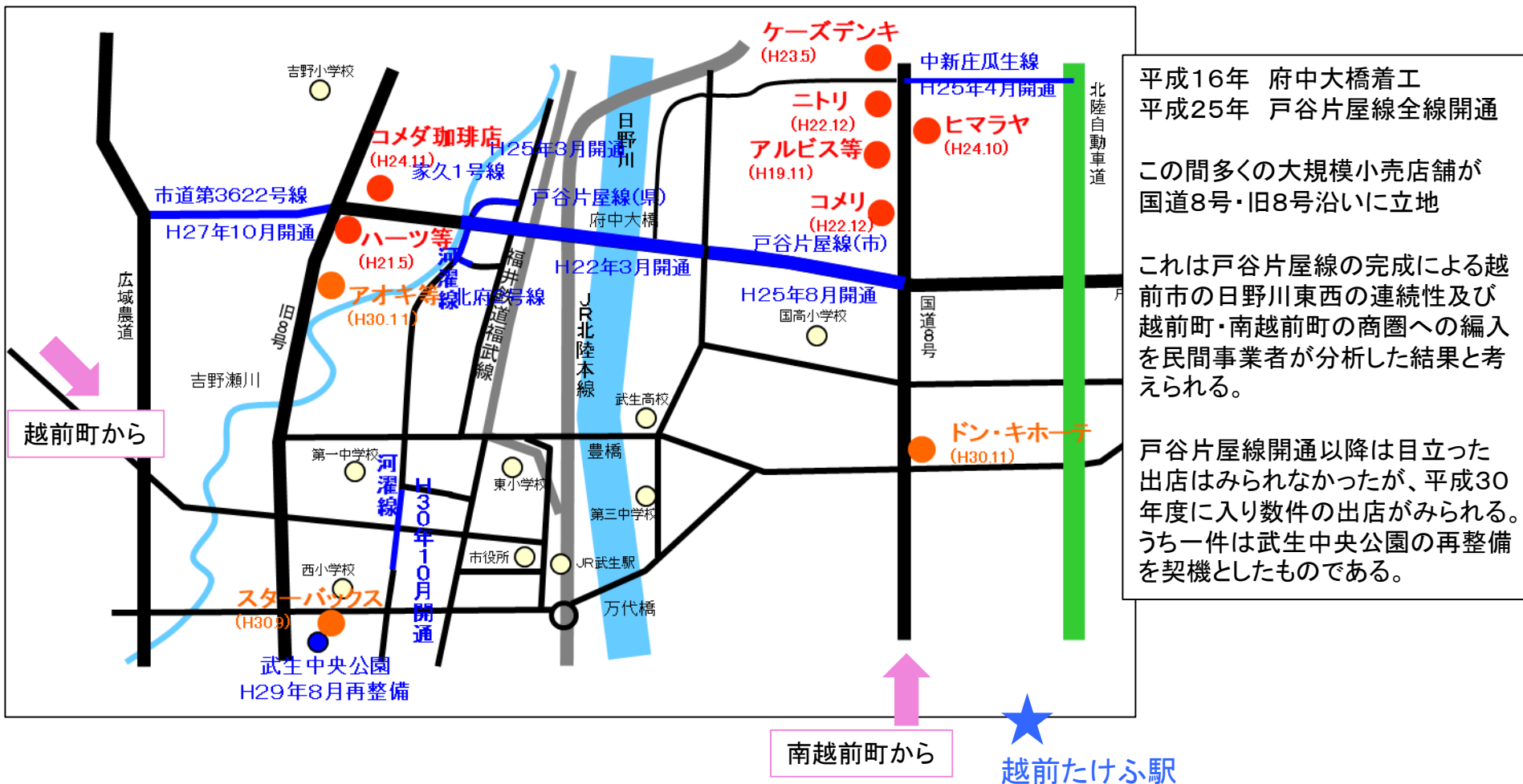
- 1 国道8号-戸谷片屋線-旧8
- 2 国道8号-戸谷片屋線-広域農道
- 3 旧8-広域農道



③武生中央公園を再整備し、中心市街地への玄関口を創出

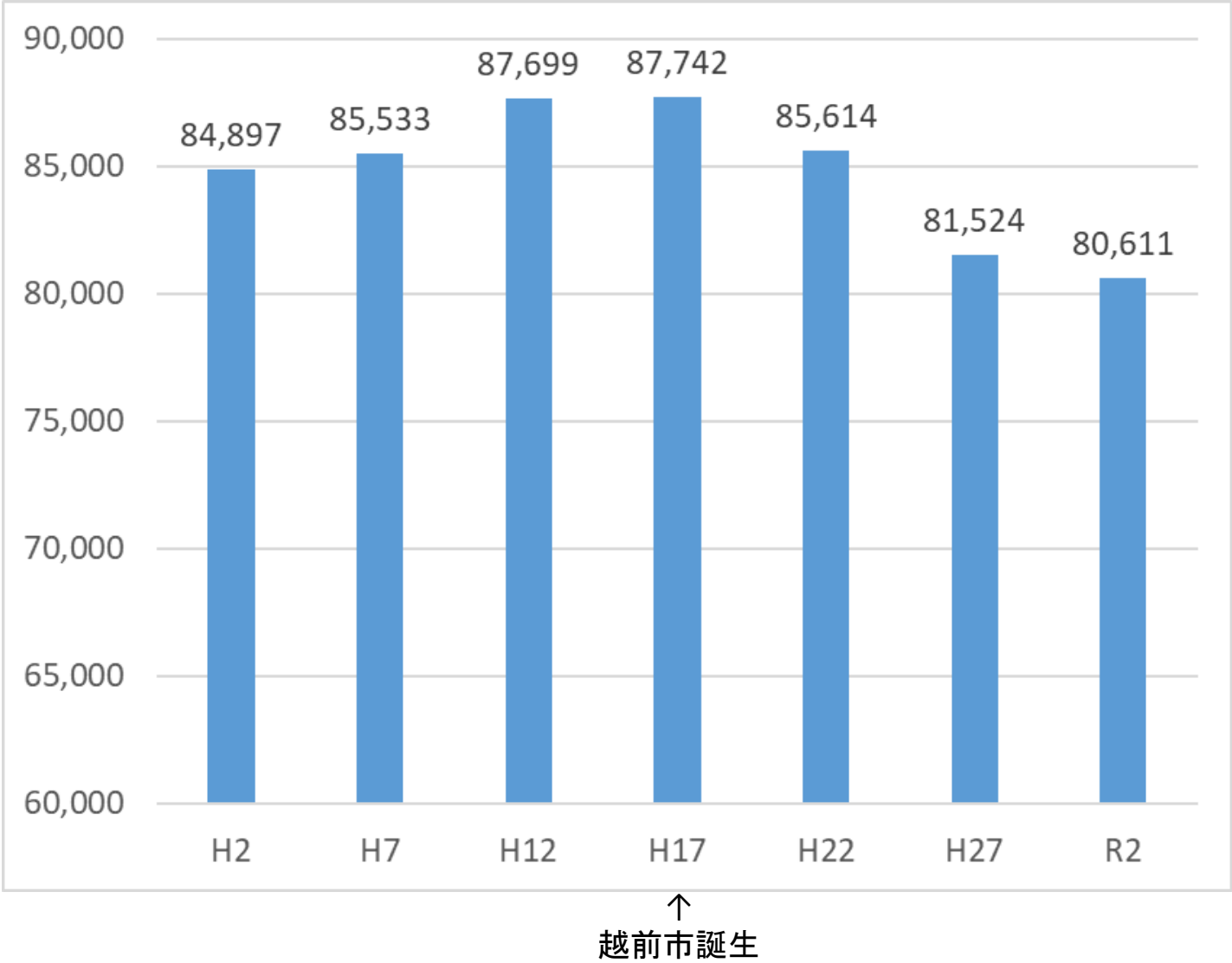
④河濯線を整備し、戸谷片屋線から中心市街地への流入路を完成

都市施設の整備と民間事業者の出店状況

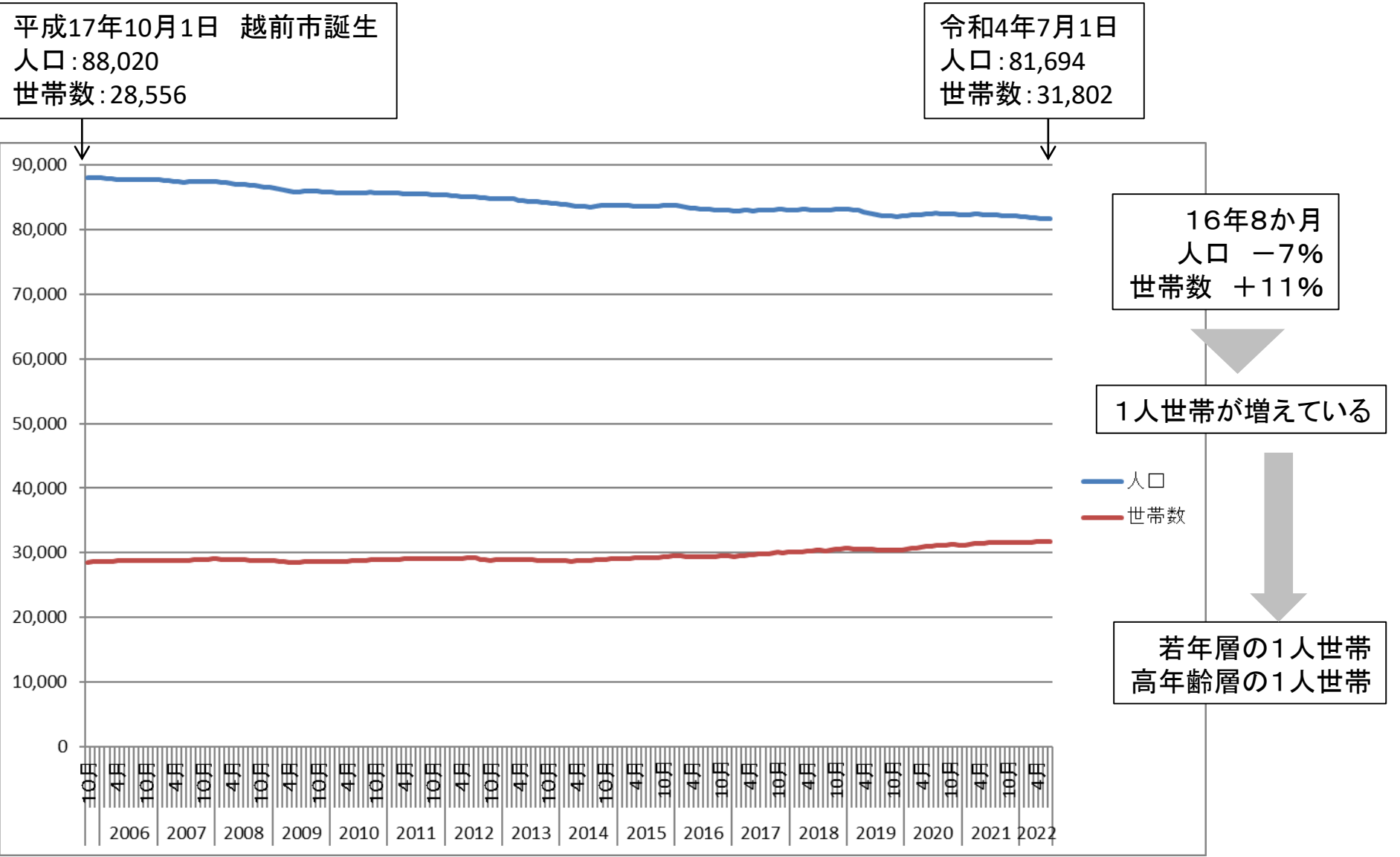


人口推移

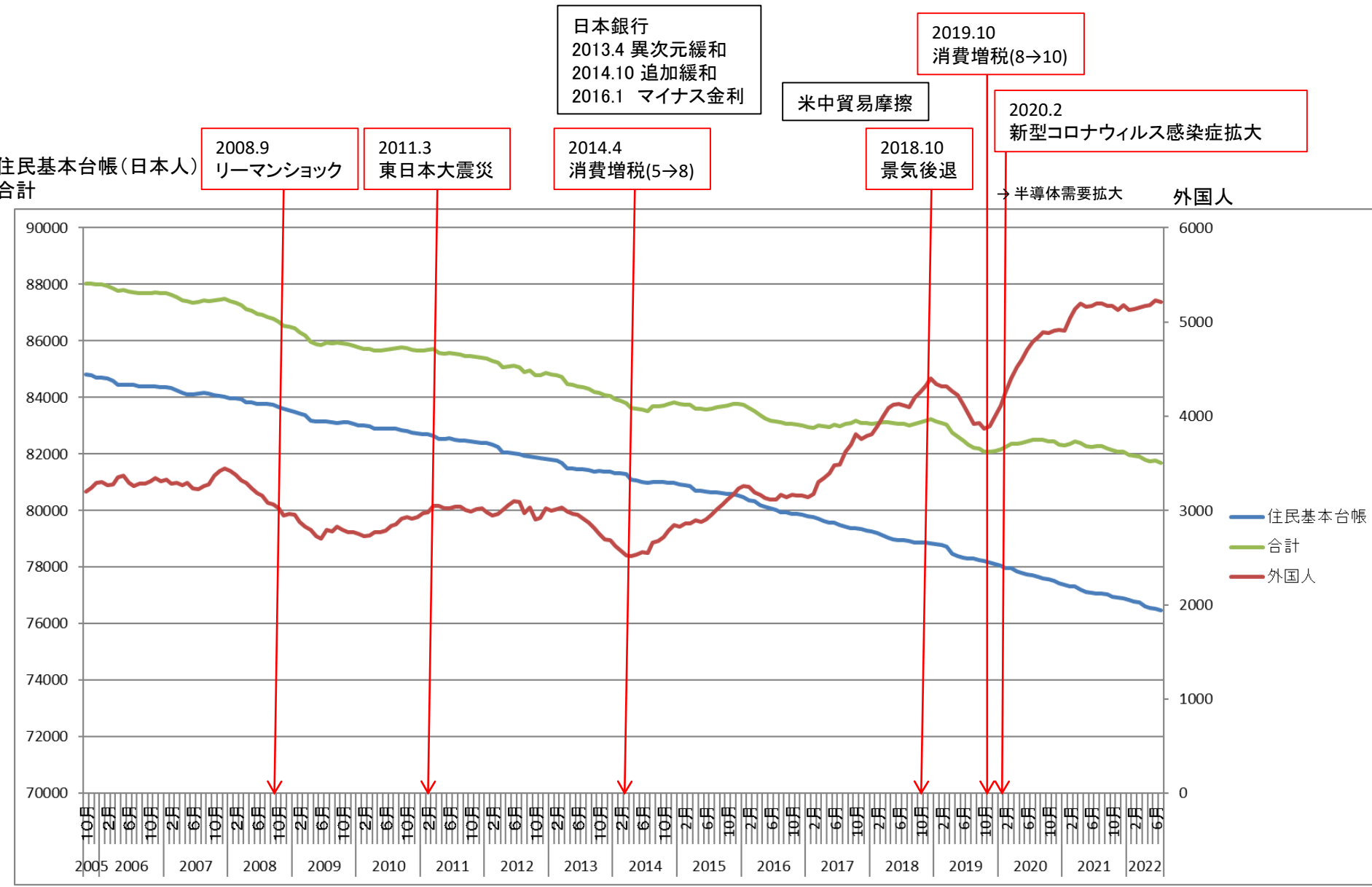
越前市の人口推移(国勢調査)



越前市の人口・世帯数の推移(住民基本台帳人口)

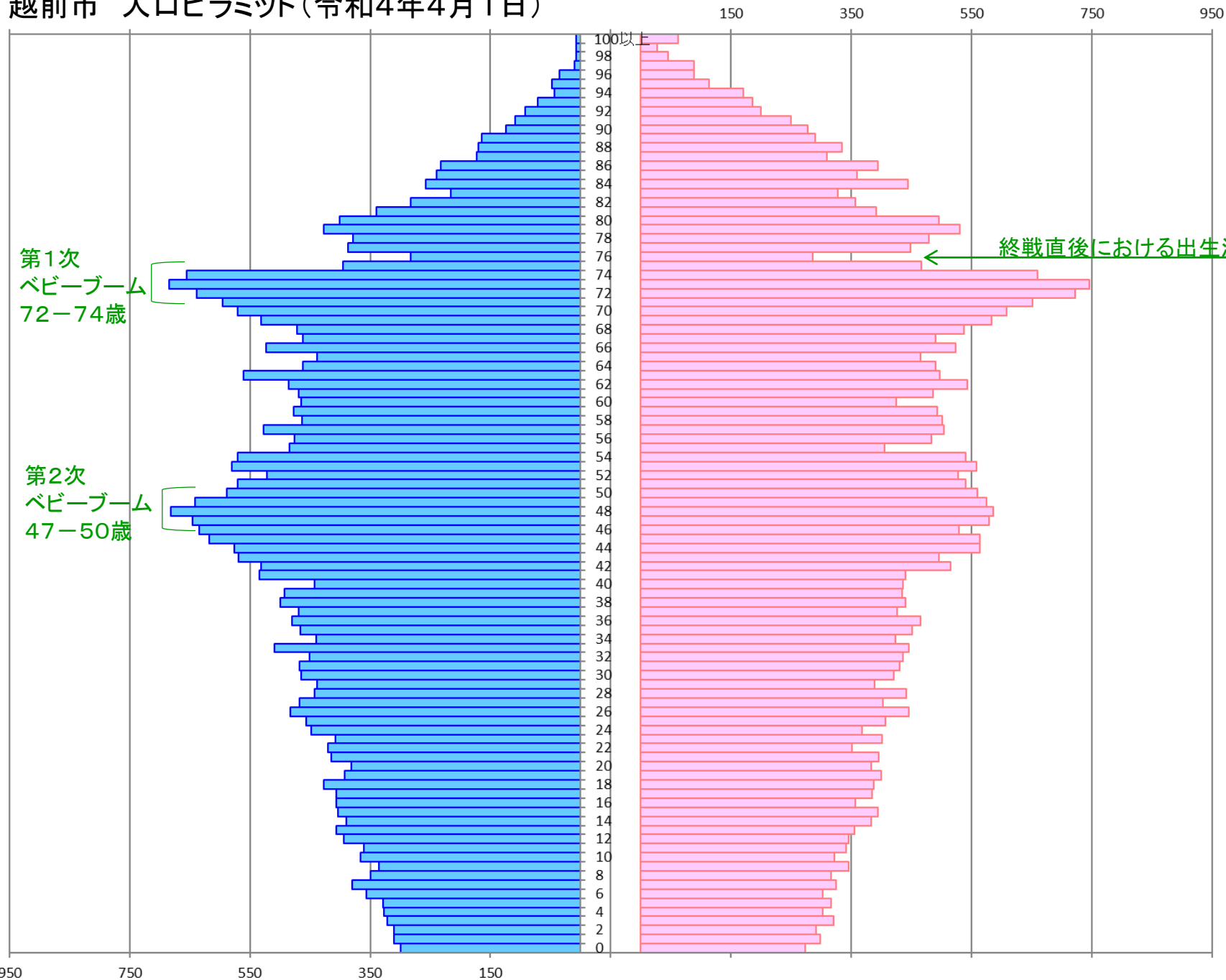


越前市の人口(日本人・外国人別)



越前市 人口ピラミッド(令和4年4月1日)

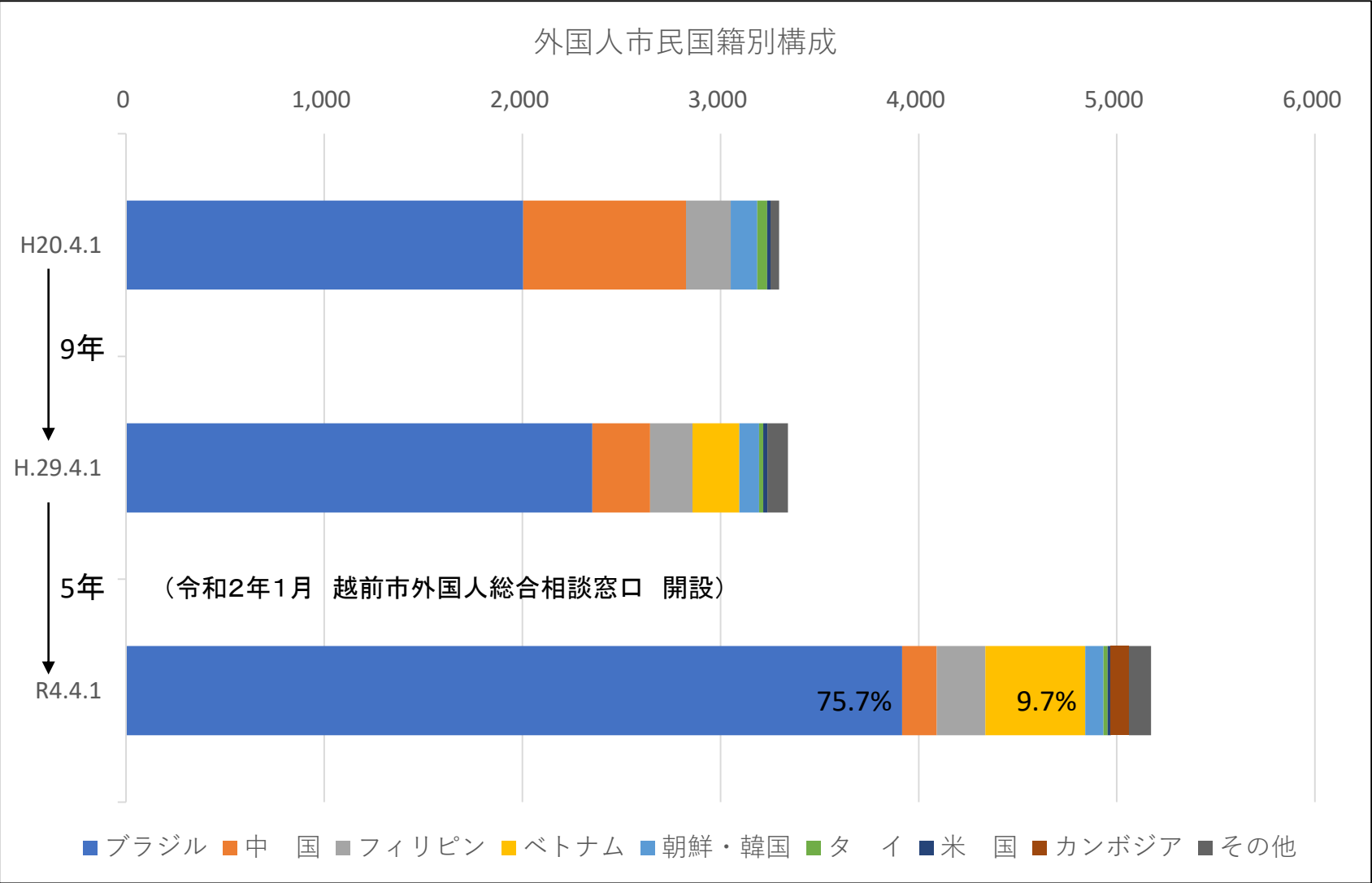
■男 ■女



越前市の外国人市民

	人 口	外国人市民数	外国人市民構成比
H20.4.1	87,126	3,296	3.8%
H29.4.1	82,982	3,341	4.0%
R4.4.1	81,799	5,173	6.3%

参考：R4.1.1
外国人市民5,126人（うち10年以上居住 851人<16.6%>）



現行都市計画マスタープラン

越前市都市計画マスタープラン

～持続可能な定住都市の形成～

市民が育む
風格のまち
越前

平成29年3月改定
越前市

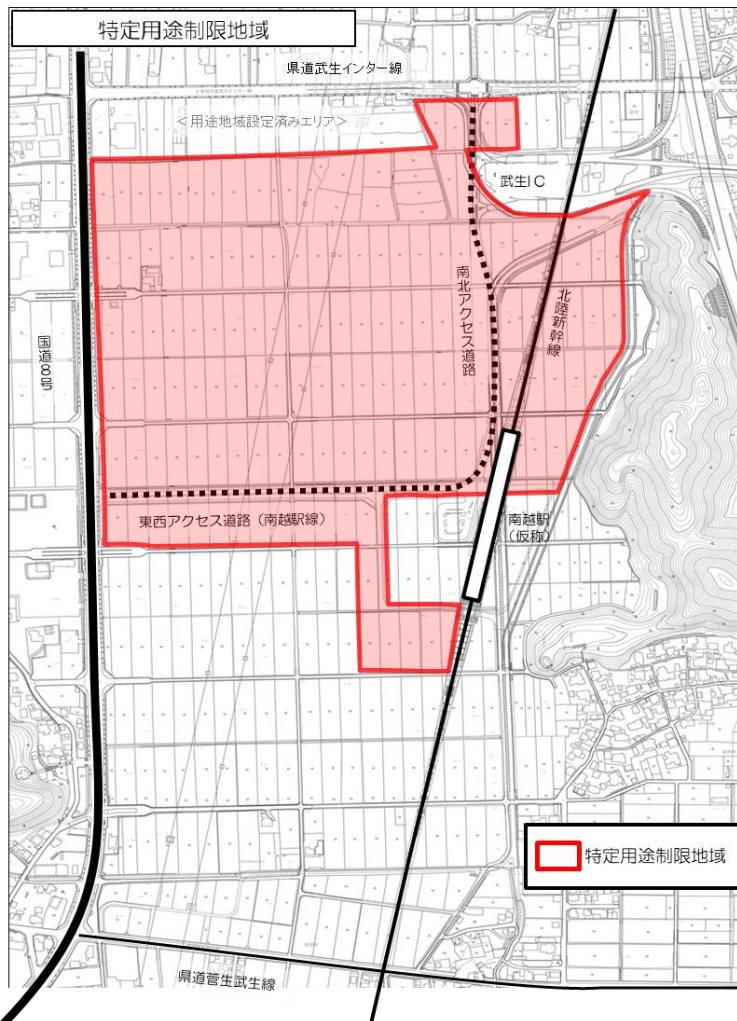
都市計画マスタープラン改定（平成29年3月）後の
都市計画決定（変更）

平成30年5月15日（火）都市計画審議会
平成30年10月1日（月）告示 ※建築制限条例の周知期間を考慮

特定用途制限地域

（北陸新幹線南越駅（仮称）周辺地区）

※名称は都市計画決定時のもの



平成30年10月1日から令和2年度（2021年3月）末まで
自宅及び農業に供する建築物以外の建築を制限

設定理由

地域の皆さまの意見を踏まえた「南越駅周辺まちづくり計画」
ができるまでの間、現在の土地利用状況を維持するため

都市計画マスタープラン

第4章 全体構想

1. 土地利用の方針

P. 66

- ・北陸新幹線南越駅（仮称）周辺については、新幹線開業によるインパクトを活かしたまちづくりを効率的に推進するための地域として、当面は宅地開発等を抑制し、駅周辺整備の具体化に併せて、丹南地域の新たな玄関口として、広域的な交流や地域間の連携を促進する機能の集積を図る用途地域の指定を検討します。
- ・幹線道路沿線等の無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、特定用途制限地域を設定する等、適切な方法により、開発の抑制を図ります。特に新たな幹線道路を整備する場合は、特定用途制限地域等の開発制限を事業着手までに設定します。

第4章 全体構想

1. 土地利用の方針

P. 74

κ) 新広域交流創出ゾーン

- ・平成 35 年春に開業予定の北陸新幹線南越駅(仮称) 周辺は、北陸自動車道武生 I C や国道 8 号が近接する広域交通の結節点という地理的特性を有しており、丹南地域における交通の拠点として、更に県域を越えた活発な交流の起点としての活用を図ります。
- ・平成 27 年 12 月に策定した「北陸新幹線南越駅周辺整備基本計画」では、開業までに備えるべき施設（アクセス道路、駅前広場、パーク＆ライド駐車場、道の駅としての施設、修景施設）一帯を「先行的に整備する区域」、その他の区域を「社会情勢を見据えながら整備を検討する区域」として定めています。
- ・L型のアクセス道路により囲まれるエリアは、丹南地域のみならず、県域を越える多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい広域高次都市機能の誘導を先行的に図ります。
- ・福井県が策定した丹南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 26 年 2 月）に基づき、新幹線開業によるインパクトを活かしたまちづくりを効率的に推進するための地域として、当面は宅地開発等を抑制し、駅周辺整備の具体化に併せて、丹南地域の新たな玄関口として、広域的な交流や地域間の連携を促進する機能の集積を図る用途地域の指定を検討します。また、幹線道路沿線等の無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、特定用途制限地域を設定する等、適切な方法により、開発の抑制を図ります。特に新たな幹線道路を整備する場合は、特定用途制限地域等の開発制限を事業着手までに設定します。



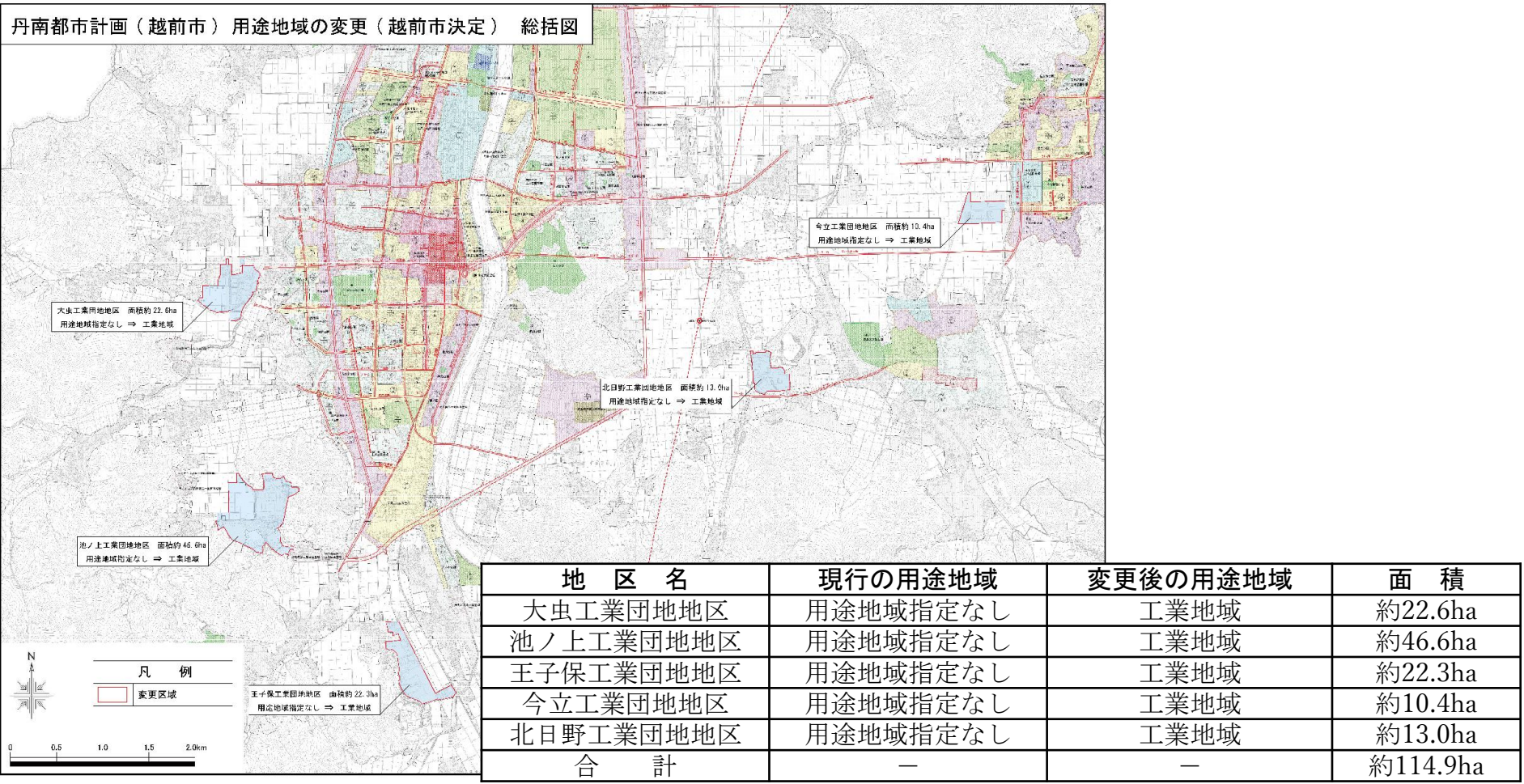
南越駅鳥瞰パース （出典：北陸新幹線南越駅周辺整備基本計画）

令和2年3月27日（金）都市計画審議会（Web形式にて開催）

令和2年4月24日（金）告示

用途地域

（工業団地の工業地域指定）



都市計画マスタープラン

第4章 全体構想

1. 土地利用の方針

P. 72

f) 工業ゾーン

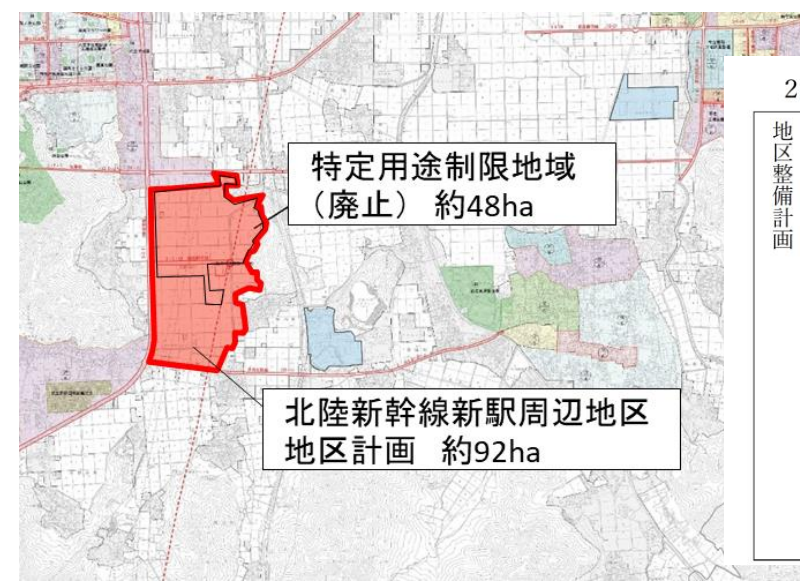
- ・産業都市越前を支える基幹産業が立地・集積する北府地係や岡本地係、池ノ上地係等の工業団地では、樹木や生け垣等による敷地内の緑化、騒音・公害対策等、周辺環境への影響に配慮しながら、今後とも工業団地としての機能拡充、アクセス性向上等の利便性の向上を図ります。
- ・支援制度を活用しながら今立工業団地への企業立地を促進し、そのほかの工業団地や基幹産業についても、周辺の田園や集落環境との調和に十分に配慮しながら、機能拡充や工業地としての利便性の向上を図ります。



池ノ上工業団地

令和3年2月10日（水）都市計画審議会
令和3年4月1日（木）告示

地区計画（北陸新幹線新駅周辺地区）
特定用途制限地域 廃止（北陸新幹線南越駅（仮称）周辺地区）
※名称は都市計画決定時のもの



2. 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区Ⅰ	地区Ⅱ	地区Ⅲ
		地区の名称			
		地区の面積	約 11ha	約 77ha	約 4ha
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 ・ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売所その他これらに類するもの（建築基準法別表 2（ほ）第 2 号）。ただし、マージャン屋、ぱちんこ屋については、これに供する床面積が、建築物の延べ床面積の 1/2 以下の場合を除く。 ・ キャバレー、料理店その他これらに類するもの（建築基準法別表 2（り）第 2 号）。 ・ 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの（建築基準法別表 2（り）第 3 号）。		
敷地面積の最低限度	—	3, 000 m ² ただし、既開発区域、軌道下、駅舎部は除く	—		

令和2年度 南越駅周辺まちづくり計画 ← まちづくりの方向性と土地利用の方針
令和3年度 越前市新幹線駅周辺まちづくりガイドライン ← まちづくりに参画するための仕組み

地区計画により土地利用の方針を示すとともに、ガイドラインの実効性を担保
このことにより土地利用方針を「開発の規制」から「適切な開発の誘導」に切り替え、特定用途制限地域を廃止

第3章 まちづくりの基本目標

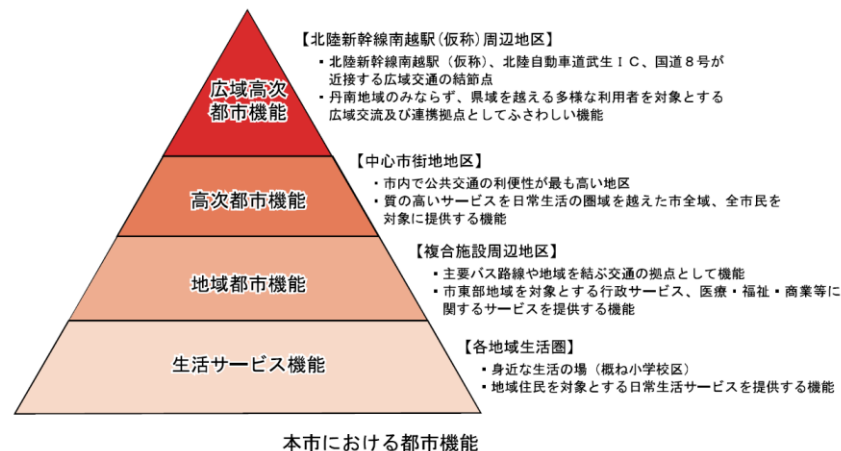
3. 将来都市像

P. 59

(2) 将来都市像

①越前市に求められる都市機能

- ・本市の将来都市構造に大きな影響を与えるプロジェクトとして、高速交通体系の変化、交流人口の拡大に大きな効果をもたらす、平成 35 年春に開業予定の北陸新幹線南越駅（仮称）周辺整備があります。北陸新幹線南越駅（仮称）周辺は、北陸自動車道武生 I C や国道 8 号が近接する広域交通の結節点であり、丹南地域の広域交通の玄関口として、丹南地域のみならず、県域を越える多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい広域高次都市機能の誘導を図ることが期待される地区です。

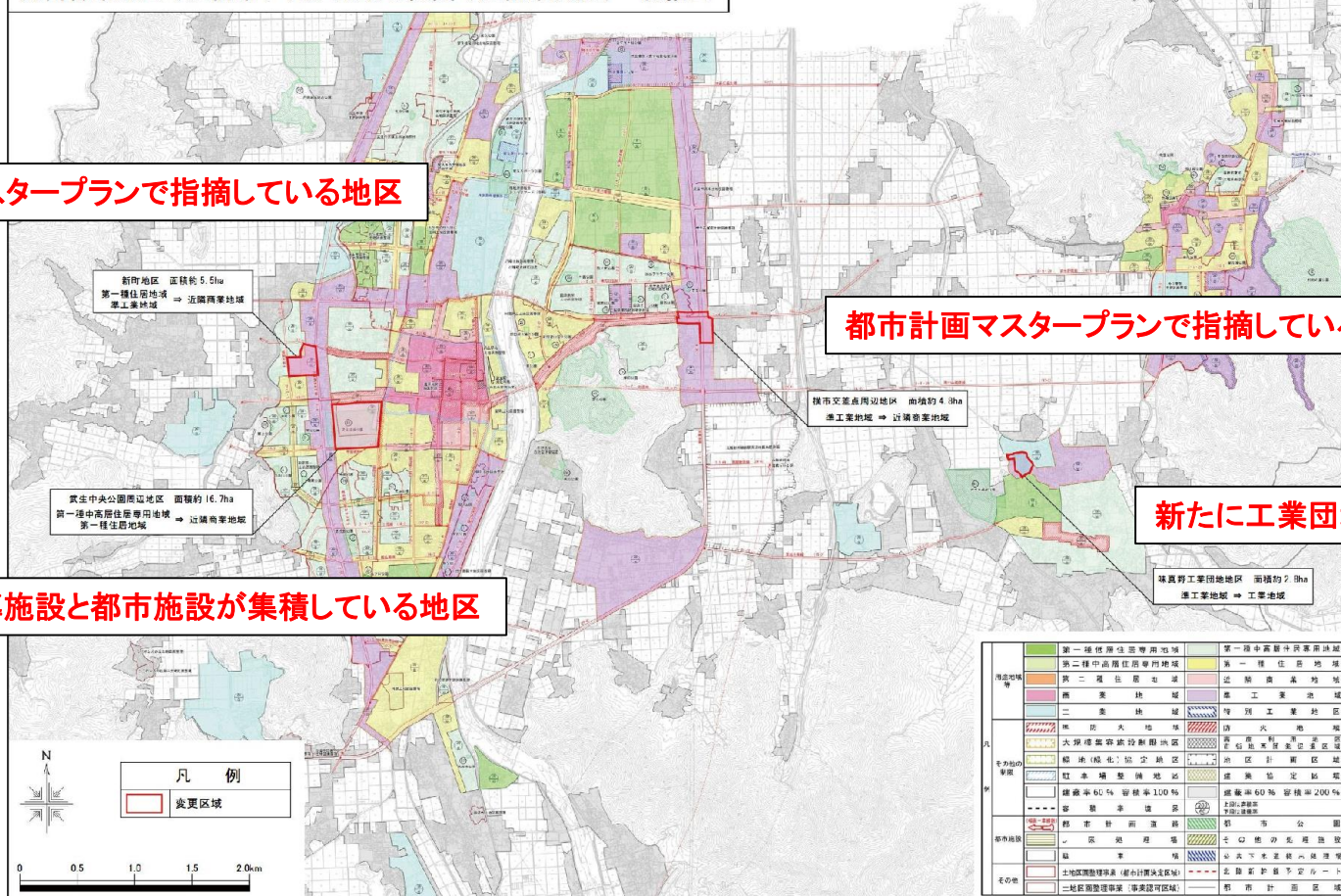


令和3年7月16日（金）都市計画審議会
令和3年8月2日（月）告示

用途地域 見直し 特別用途地区 変更

(用途地域見直しに伴う大規模集客施設制限地区の変更)

丹南都市計画（越前市）用途地域の変更（越前市決定） 総括図



都市計画マスタープラン

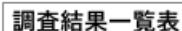
第4章 全体構想

1. 土地利用の方針

P. 64

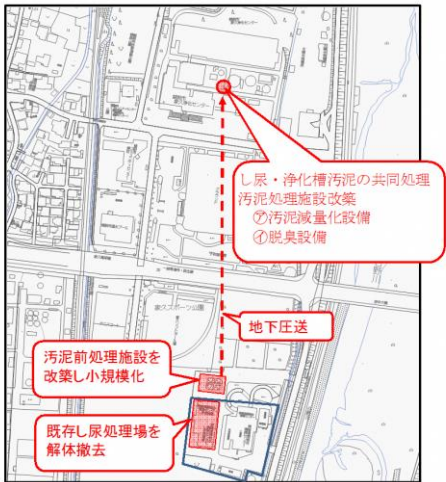
⑦用途地域指定と現況土地利用との間に乖離が生じています

- ・用途地域は、市街地における計画的な土地利用を進めるための最も基本となるものであり、本市においても、それぞれの地域特性に応じた用途地域を定め、土地利用の規制誘導を行ってきました。
- ・しかし、制度としての規制基準が緩やかであり、自動車社会の進展や人々の生活パターン等が変化する中で、幹線道路の沿道や姫川地係、問屋団地周辺等では、用途地域指定と現況土地利用との間に乖離が生じています。
- ・特に、国道8号や旧国道8号の沿道等の用途規制の弱い準工業地域においては、郊外型の大規模な店舗等が立地し、土地利用が混乱することが危惧されます。



番号	地区名	計画年度 (年)	上位・関係計画での位置づけ 都市計画MD	区域区分 区分計画	土地利用状況 (上位で記載)	建築状況 (上位で記載)	基盤整備の状況	土壌汚染の状況、用地転換更地の方針	指定される 変更メニューと 変更案（C）	変更の可能性
①	横川	30.5	市街地居住ゾーン	居住用途 工業用途	住宅用地 (34.8%) 工業用地 (11.1%)	計 744 棟 住宅用 (34.7%) 工業用 (11.0%)	・駅・川土地区画整理事業 ・武蔵野川土地区画整理事業	・住宅地を基本とし、住環境の改善することへの明確なサービスや環境、工場と住宅の共存を図るゾーン ・河川・緑地の環境を大切にし、住環境の改善する 環境計画はない。河川の治水と治水維持 ・住宅地を基本とし、住環境の改善することへの明確なサービスや環境、工場と住宅の共存を図るゾーン ・地域の河川は大切とし、治水と治水維持。また、河川とも密接した計画が考えられる ・工場用地の計画が考えられ、住環境を侵害する環境計画はない。河川の治水と治水維持 ・河川と治水維持と治水維持	・第一種住居地域 ・第一種住居地域	－
②	霞見田居住ゾーン (1)	47.0	市街地居住ゾーン	居住用途 工業用途	住宅用地 (30.0%) 商業用地 (2.1%) 工業用地 (4.8%) 未利用地 (12.8%)	計 936 棟 住宅用 (34.7%) 商業用 (4.4%) 工業用 (16.8%)	・武蔵野川土地区画整理事業	・住宅地を基本とし、住環境の改善することへの明確なサービスや環境、工場と住宅の共存を図るゾーン ・河川の河川を大切にし、治水と治水維持。また、河川とも密接した計画が考えられる ・工場用地の計画が考えられ、住環境を侵害する環境計画はない。河川の治水と治水維持	・C変更なし ・第一種住居地域 ・第一種住居地域	－
③	霞見田居住ゾーン (2)	11.0	流通・業務ゾーン	商業用途 工業用途 未利用地	商業用地 (56.0%) 工業用地 (9.4%) 未利用地 (3.4%)	計 129 棟 商業用 (55.8%) 工業用 (43.8%)	・武蔵野川土地区画整理事業	・河川と治水維持と治水維持 ・住宅地を基本とし、住環境の改善することへの明確なサービスや環境、工場と住宅の共存を図るゾーン ・河川の河川を大切にし、治水と治水維持。また、河川とも密接した計画が考えられる ・工場用地の計画が考えられ、住環境を侵害する環境計画はない。河川の治水と治水維持	・C変更なし ・近郊商業地域 ・近郊商業地域	－
④	旧国道日北 (1)	30.5	工業ゾーン	－	工業用地 (47.7%) 商業用地 (21.7%) 農地 (15.9%)	計 180 棟 工業用 (83.8%) 商業用 (26.6%)	－	・河川と治水維持と治水維持 ・住宅地を基本とし、住環境の改善することへの明確なサービスや環境、工場と住宅の共存を図るゾーン ・河川の河川を大切にし、治水と治水維持。また、河川とも密接した計画が考えられる ・工場用地の計画が考えられ、住環境を侵害する環境計画はない。河川の治水と治水維持	・C変更なし ・準住居地域 ・近郊商業地域 ・工業地域	－
⑤	旧国道日北 (2)	16.1	沿道環境保全ゾーン	商業用途 住宅用途 工業用途	商業用地 (43.8%) 住宅用地 (15.8%) 工業用地 (8.8%)	計 296 棟 商業用 (55.8%) 住宅用 (30.7%)	・武蔵野川土地区画整理事業 ・武蔵野川土地区画整理事業	・住宅地を基本とし、住環境の改善することへの明確なサービスや環境、工場と住宅の共存を図るゾーン ・河川の河川を大切にし、治水と治水維持。また、河川とも密接した計画が考えられる ・工場用地の計画が考えられ、住環境を侵害する環境計画はない。河川の治水と治水維持	・C変更なし ・準住居地域 ・近郊商業地域	－
⑥	旧国道日南 (1)	34.4	沿道環境保全ゾーン 市街地居住ゾーン 地区生活サービスゾーン	商業用途 住宅用途 工業用途	商業用地 (43.8%) 住宅用地 (14.8%) 工業用地 (11.8%)	計 348 棟 商業用 (41.9%) 住宅用 (39.8%)	－	・住宅地を基本とし、住環境の改善することへの明確なサービスや環境、工場と住宅の共存を図るゾーン ・河川の河川を大切にし、治水と治水維持。また、河川とも密接した計画が考えられる ・工場用地の計画が考えられ、住環境を侵害する環境計画はない。河川の治水と治水維持	・C変更なし ・準住居地域 ・近郊商業地域	・(地域生活ゾーン)
⑦	旧国道日南 (2)	59.8	沿道環境保全ゾーン	商業用途 住宅用途 工業用途	商業用地 (18.8%) 住宅用地 (18.8%) 工業用地 (13.8%)	計 814 棟 商業用 (55.8%) 住宅用 (30.8%)	・東武東上線・武蔵野線 ・武蔵野川土地区画整理事業 ・武蔵野川土地区画整理事業	・住宅地を基本とし、住環境の改善することへの明確なサービスや環境、工場と住宅の共存を図るゾーン ・河川の河川を大切にし、治水と治水維持。また、河川とも密接した計画が考えられる ・工場用地の計画が考えられ、住環境を侵害する環境計画はない。河川の治水と治水維持	・C変更なし ・準住居地域 ・近郊商業地域	－
⑧	国道号 (1)	34.0	工業ゾーン	－	公共施設用地 (11.8%) 農地 (3.8%) 商業用地 (3.8%)	計 23 棟 公共施設用 (11.8%) 工業用 (13.8%)	・武蔵野川土地区画整理事業	・住宅地を基本とし、住環境の改善することへの明確なサービスや環境、工場と住宅の共存を図るゾーン ・河川の河川を大切にし、治水と治水維持。また、河川とも密接した計画が考えられる ・工場用地の計画が考えられ、住環境を侵害する環境計画はない。河川の治水と治水維持	・C変更なし ・工業地域	－
⑨	国道号 (2)	44.3	沿道環境保全ゾーン	商業用途 住宅用途 工業用途	商業用地 (37.2%) 住宅用地 (20.2%) 工業用地 (9.8%)	計 179 棟 商業用 (40.2%) 住宅用 (39.8%)	・武蔵野川土地区画整理事業 ・武蔵野川土地区画整理事業	・住宅地を基本とし、住環境の改善することへの明確なサービスや環境、工場と住宅の共存を図るゾーン ・河川の河川を大切にし、治水と治水維持。また、河川とも密接した計画が考えられる ・工場用地の計画が考えられ、住環境を侵害する環境計画はない。河川の治水と治水維持	・C変更なし ・準住居地域 ・近郊商業地域	－
⑩	国道号 (3)	10.8	沿道環境保全ゾーン 市街地居住ゾーン 地区生活サービスゾーン	商業用途 住宅用途 工業用途	商業用地 (34.8%) 住宅用地 (37.1%) 未利用地 (5.1%)	計 295 棟 商業用 (35.8%) 住宅用 (39.8%)	・武蔵野川土地区画整理事業	・住宅地を基本とし、住環境の改善することへの明確なサービスや環境、工場と住宅の共存を図るゾーン ・河川の河川を大切にし、治水と治水維持。また、河川とも密接した計画が考えられる ・工場用地の計画が考えられ、住環境を侵害する環境計画はない。河川の治水と治水維持	・C変更なし ・準住居地域 ・近郊商業地域	・(地域生活ゾーン)
⑪	国道号 (4)	34.0	沿道環境保全ゾーン	商業用途 住宅用途 工業用途	商業用地 (44.0%) 住宅用地 (21.8%) 住宅用地 (10.8%)	計 156 棟 商業用 (50.8%) 住宅用 (21.8%)	・武蔵野川土地区画整理事業	・住宅地を基本とし、住環境の改善することへの明確なサービスや環境、工場と住宅の共存を図るゾーン ・河川の河川を大切にし、治水と治水維持。また、河川とも密接した計画が考えられる ・工場用地の計画が考えられ、住環境を侵害する環境計画はない。河川の治水と治水維持	・C変更なし ・準住居地域 ・近郊商業地域	－

令和元年 12月24日（火）都市計画審議会
令和2年 1月31日（金）告示



汚物処理場 変更 下水道 変更

汚物処理場の老朽化
汚泥処理を下水道施設で行うために必要な、下水道施設（汚泥
前処理施設）の用地を確保

令和3年 5月18日（火）都市計画審議会
令和3年 6月17日（木）告示



ごみ焼却場 廃止 その他処理施設（ストックヤード）

ごみ焼却場の解体
解体跡地の北側に金属類等の資源物の回収及び一時保管を行
うとともに、災害時における災害廃棄物の二次仮置き場としてス
tockヤードを整備

都市計画マスタープラン

第6章 実現に向けて

3. アクションプログラム

P. 160

第6章 実現に向けて

3. アクションプログラム

・全体構想で定めた部門別まちづくり方針のうち、本計画を実現するために特に重要なプロジェクトと、その概ねの実施時期を以下とおり示します。

	改定時			
	短期 (概ね 5 年)	中期 (概ね 10 年)	長期 (概ね 20 年)	(継続的發展)
土地利用 まちづくり	中心市街地活性化プロジェクト			
	海と紙の郷づくりプロジェクト			
	複合施設周辺整備プロジェクト			
	南越駅(仮称)周辺整備プロジェクト			
	用途地域指定の見直し			
交通ネットワーク	地区計画、建築協定、緑地協定等の活用			
	(都)戸谷片屋線の整備			
	(都)家久1号線の整備			
	(都)北府2号線の整備			
	(都)中新庄瓜生線の整備			
	(都)白鬼女線の整備			
	(都)河津線の整備			
	(都)本田線の整備			
	南越駅(仮称)へのアクセス道路の整備			
	その他の未整備な道路網の整備			
公園・緑地	長期未着手都市計画道路の見直し			
	北陸新幹線及び関連道路網等の整備			
	歩行者空間の整備(歩道整備、バリアフリー化、景観整備等)			
	公共交通ネットワークの維持、サービス水準の向上			
	丹南総合公園の整備			
下水道	瓜生水と緑公園の整備			
	街区公園等の整備			
	武生中央公園の再整備			
	民有地・公共施設の緑化、街路樹の整備			
景観形成	下水道事業の推進(公共下水道、農林集落排水、合併処理浄化槽)			
	景観計画の策定			
	景観条例の制定			
	自然景観の保全(田園・集落景観、里山景観、森林景観、河川景観)			
安全安心	吉野瀬川ダムの建設、吉野瀬川・鞍谷川・飯部川の改修			
	ライフライン・公共施設の耐震化、消防施設等の整備			
市民参画	地域自治振興事業、住みよい街づくり推進事業、市民協働推進事業の推進			
	まちづくり活動に対する支援・助成制度の拡充			
	まちづくりを担う人材の育成			

交通ネットワーク	(都)戸谷片屋線の整備	完了(県、市協同事業)
	(都)家久1号線の整備	完了
	(都)北府2号線の整備	完了
	(都)中新庄瓜生線の整備	予定区間完了
	(都)白鬼女線の整備	完了(県事業)
	(都)河濯線の整備	予定区間完了
	(都)本田線の整備	予定区間完了
	南越駅(仮称)へのアクセス道路の整備	整備中(県事業)
	その他の未整備な道路網の整備	継続
	長期未着手都市計画道路の見直し	未着手
公園・緑地	北陸新幹線及び関連道路網等の整備	継続
	歩行者空間の整備(歩道整備、バリアフリー化、景観整備等)	市役所周辺道路完了
	公共交通ネットワークの維持、サービス水準の向上	継続
	丹南総合公園の整備	完了(県、市協同事業)
	瓜生水と緑公園の整備	完了
	街区公園等の整備	継続(維持管理)
	武生中央公園の再整備	完了 魅力向上事業継続
	民有地・公共施設の緑化、街路樹の整備	市役所前広場完了

第4章 全体構想

2. 交通ネットワークの方針

P. 79

⑥長期未着手の都市計画道路が存在しています

- ・都市計画道路網については、計画的な土地利用の促進と円滑な交通処理等を行うため、路線ごとの重要性や緊急性等を勘案しながら、順次整備を進めてきました。
- ・しかし、家屋が密集する中心市街地等をはじめ、長期間にわたり整備未着手となっている路線が残されています。
- ・長期にわたって未着手の路線、今後も整備の見込みがない路線を都市計画道路として位置付けることは、地権者に負担を強いるだけでなく、よりよいまちづくりの面からも問題といえるため、福井県都市計画道路見直しガイドラインに基づいて見直しを行う必要があります。

第4章 全体構想

2. 交通ネットワークの方針

P. 90

④福井県の見直しガイドラインに基づく長期未着手都市計画道路の適正な見直し

- ・市街地における計画的な土地利用の誘導や円滑な交通の処理等を図るため、本市では42路線（総延長約95km）を都市計画決定し、順次整備を進めています。
- ・しかし、家屋が密集する等の要因から長期間にわたり未着手となっている区間や、代替として機能する道路が整備された区間等が存在するほか、社会情勢や都市構造の変化等に伴い、都市計画決定当初に予定していた道路の機能や役割そのものが変化している路線もあります。
- ・このため、道路網としての交通処理や市街地環境の改善等、路線ごとの役割や段階構成を明確にするとともに、道路整備にかかる費用とその効果、地域の要望等を総合的に勘案しながら、現状に合った見直しを検討します。
- ・具体的には、都市計画決定から20年以上経過している「幹線街路¹⁴」および「区画街路¹⁵」について、福井県都市計画道路見直しガイドラインに基づき評価を行い、適正な見直しを検討します。

第6章 実現に向けて

1. 市民が主体となったまちづくりの推進

P. 147

第6章 実現に向けて

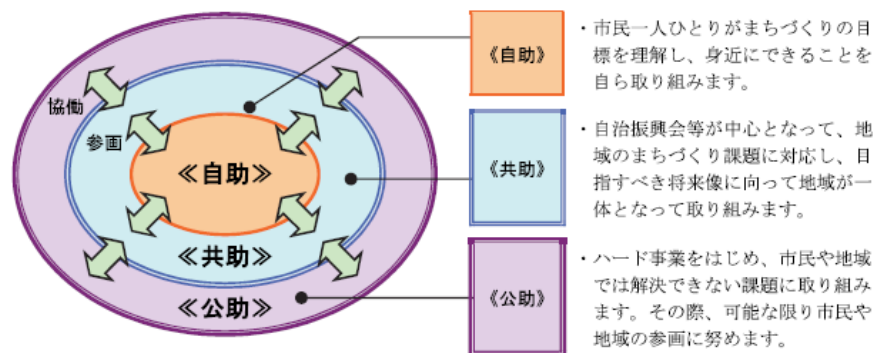
第6章 実現に向けて

1. 市民が主体となったまちづくりの推進

(1) 市民自治における市民参画まちづくりの考え方

①自助・共助・公助の考えに基づく市民主体のまちづくり

- ・市民自治の原点は、まず、個人や家族等の力でできることは各々が行い（自助）、できないことを地域の協力でやる（共助）、それでもできないことを行政が、あるいは地域と行政が協働で行う（公助）という補完性の原則にあります。
- ・すなわち、市民一人ひとりが本市及び本計画が目指すまちづくりの方向性をしっかりと理解し、身近にできることに積極的に取り組むとともに、地域が取り組むまちづくり事業に対して、責任をもって参画することが重要です。
- ・本市では、地域の創意工夫を凝らし、地域の個性を活かした魅力ある地域づくりを進めるための制度や事業が設けられており、今後この制度を中心として、市民や地域が主体となったまちづくりを推進します。



《越前市自治基本条例》

- ・「市民の自覚に基づく参画と協働による自治」の推進を目的として制定されました。
- ・市民がまちづくりに関する情報を共有して、市政に積極的に参画し、また、市と協働し、自らの判断と責任のもとにその知恵と力を活かしたまちづくりを行う等、市民主体の市政を推進し、真の市民自治を確立することを目指しています。